



創作表現の自由を守る



会員 山口 貴士 (54期)

表現の自由

弁護士としてのライフワークを3つ挙げるとすれば、表現の自由、消費者問題及びカルト被害者の人権救済の問題です。今回は、表現の自由についてお話しさせていただきます。

弁護士と創作表現の自由

表現の自由の問題の中でも、ライフワークになっているのは、創作表現（特に、性表現が問題になることが多い。）の自由の問題です。これまでの10年間を振り返ると、児童買春・児童ポルノ禁止法改正による創作物規制の試み、東京都青少年健全育成条例の改正（2010年に問題になった「非実在青少年規制」等）、あるいは、男女共同参画を口実とした規制の試みに反対する署名活動、集会等の主催、ロビイング等の対抗的な活動に時間、労力と費用を費やして来ました。創作表現の自由を守るという分野については、過去にあった刑法175条を巡る刑事裁判、不健全図書指定を巡る行政訴訟等を除くと、関与している弁護士はあまりいないようです。

コミックマーケット

創作表現の自由へのこだわりの原点となっているのは、コミックマーケット（「コミケ」、「コミケット」と呼ばれることもあります。）です。私は、1996年12月に開催されたコミックマーケット51以来、このイベントのスタッフをしています（念のため、顧問や法務担当ではありません。）。

コミックマーケットは、1975年に始まり既に35年以上の歴史をもつ日本最大の同人誌即売会（同人誌の展示、販売を目的とするイベント）です。通常は、

年2回、夏と冬に東京国際展示場（東京ビッグサイト）全ホールを使って開催しており、2011年冬で81回目の開催となります。3日間開催の場合、延べ入場者数約50万人、参加サークル数約3万5000という規模で開催されています。コミックマーケットを運営しているのは、コミックマーケット準備会という任意団体であり、現在、3000人程度のボランティアスタッフがいます。

私がコミックマーケットのスタッフになったのは、「コミケットは表現において自由な場であらなければならない。自由を守る立場を貫いていかなければならない。」という、コミックマーケットの理念に強く共鳴したためです。司法試験受験生時代、コミックマーケットの先代の代表である故米澤嘉博氏が、拡大準備集会（コミックマーケットの前に行われるスタッフによる集会）において、「コミケには弁護士がいない。」と述べていたことが励みになっていました。コミックマーケットという自由な表現の場を未来において残すために、何をすべきか、何が出来るのか、という問題意識は常に共にあります。

薄氷の上の創作表現の自由

私のような変わり者が事実上の先駆けとなってしまったことは、この分野が弁護士が取り組むべき問題として認識されていないためだと思います。しかしながら、創作表現の自由を守ることは、憲法21条の表現の自由の理念を市民社会に浸透させることです。それには弁護士の関与が必要なのです。この10年間、創作表現の自由は、常に法規制により脅かされ、紙一重で切り抜けて来ました。この分野に関心を持つ弁護士の数が一人でも増えればと思います。